

名古屋市中村区選挙管理委員会

名古屋市中村区選挙管理委員会告示第8号

衆議院小選挙区選出議員選挙の投票所内における候補者氏名等
掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所・日時について

公職選挙法第175条第3項の規定に基づき、令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の投票所内における氏名等の掲示の掲載の順序を定めるため
を行うくじの場所及び日時を、次のとおり決定した。

令和8年1月27日

名古屋市中村区選挙管理委員会
委員長 高村八郎

1 場 所

名古屋市中村区役所 特別会議室
名古屋市中村区松原町1丁目23番地の1

2 日 時

令和8年1月27日 午後5時30分